



中津市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和元年5月30日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 観光推進課、耶馬溪観光室
企業誘致・港湾課
2. 監査の対象期間 平成30年4月1日 ～ 平成30年9月30日
3. 監査の実施期間 平成31年4月12日 ～ 令和元年5月30日
4. 監査を実施した監査委員 永松末利・林秀明

5. 監査の方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

なお、林秀明監査委員は令和元年5月13日就任につき、令和元年5月1日までの監査は松葉民雄前監査委員が実施した。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和元年6月28日(金)までに、所管課より文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【観光推進課、耶馬溪観光室】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

中津市会計事務規則の規定では、歳入を収入しようとするときは、調査後直ちに収入の決定をしなければならないとされている。

しかしながら、行政財産目的外使用料等の収入事務において、調定書の起票処理の遅延や、県補助金の収入事務において、補助金交付決定通知書の不受理による調定漏れ等が見受けられた。

今後は、規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 支出事務について

深耶馬溪・サイクリングロード活性化事業の費用弁償の支払いにおいて、一部算定根拠に不明確なものが見受けられた。

今後は、的確な事務処理をされたい。

(3) 契約事務について

見積執行通知書の記載誤りが見受けられた。

今後は、中津市契約事務マニュアルに沿った適正な事務処理をされたい。

(4) 財産管理について

中津市有財産規則の規定では、財産台帳は、字図写し等の必要な図面を附属しなければならないとされている。

しかしながら、財産台帳に字図写し等の一部整備漏れが見受けられた。

今後は、規則に基づき適正な台帳整備をされたい。

【企業誘致・港湾課】

(指摘事項)

支出事務について

旅費において、通勤手当及び日当に一部支給漏れや、中津市企業立地促進条例施行規則に基づく助成金交付申請時の添付書類に一部添付漏れが見受けられた。

今後は、各規則に基づき適正な事務処理をされたい。